

山梨県公報

号外第三十二号

平成二十年

四月三十日

水曜日

目次

条例

山梨県税条例の一部を改正する条例

条例のあらまし

山梨県税条例の一部を改正する条例（条例第三十号）（税務課）

1 地方税法の一部改正に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 自動車取得税

(1) 自家用自動車の税率（本則三％）を五％としている特例措置の適用期限を平成二十年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 免税点（本則十五万円）を五十万円としている特例措置の適用期限を平成二十年五月三十一日から平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化する等所要の見直しを行ったうえで、施行日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。

(4) 平成二十一年自動車排出ガス規制に適合する「ディーゼル自動車に係る税率の特例措置（施行日の翌日から平成二十一年九月三十日までの取得は一％軽減、平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの取得は〇・五％軽減）」を創設することとした。

(二) 軽油引取税
税率（本則一キロリットルにつき一万五千元）を一キロリットルにつき三万二千百円としている特例措置の適用期限を平成二十年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

(三) 自動車税
環境負荷の小さい自動車の税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化する等所要の見直しを行ったうえで、二年延長することとした。

(四) 個人県民税

住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとした。

(五) 不動産取得税

特例適用住宅用の土地に係る税額の減額措置について、土地を取得した日から住宅新築までの経過年数要件（本則二年以内）を三年以内としている特例措置の適用期限を平成二十年三月三十一日から平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。

(六) その他規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年四月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第三十号

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号口中、「法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）」を「法人」に改める。

第十六条第一項第四号中、「以下」を「以下」に改め、「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第五項に規定するものを除く。第十七条において同じ。）」を削り、同条第四項中「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号の公益法人等（）」を「公益法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号の公益法人等並びに）」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第五項中「含む」の下に「。第三十条において「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第十七条（見出しを含む。）並びに第十八条の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改める。

第三十条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等の均等割」を「法人の均等割」に、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のよ

うに改める。

法人の区分	税率
一 次に掲げる法人 イ 法人税法第二条第五号の公共法人及び第十六条第四項に規定する公益法人等のうち、法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ロ 人格のない社団等 ハ 保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イ及びロに掲げる法人を除く。） ニ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの	年額 二万円
二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの	年額 五万円
三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの	年額 十三万円
四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの	年額五十四万円
五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの	年額 八十万円

第三十条第二項中「若しくは第四号」を削り、同条第三項中「第一項の表の第一号から第四号まで」を「第一項」に改める。

第三十条の二の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等」を

「法人」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改める。
 第三十一条（見出しを含む。）及び第三十二条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第三十三条第一項中「次の各号に掲げる者」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の公益法人その他規則で定めるこれに類する法人」に、「法人等」を「法人」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「手続き」を「手続」に改める。

第四十条第一項第三号中「分配」の下に「又は引渡し」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第四号中「分配」の下に「又は引渡し」を加え、同項第五号中「分配」の下に「又は引渡し」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第四十一条の二の見出しを、「（第三十四条第一項第一号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予）」に改める。

第四十七条第二項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第五十八条第一項第一号中「本号」を「この号」に改め、同項第四号を削る。

第六十二条の九第一項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第五十三条の三の二第一項の規定又は独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。次項において「旧農用地整備公団法」という。）第二十三条第二項において準用するこれらの規定」を「又は第五十三条の三の二第一項の規定」に改め、同条第二項中「（独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）」を削り、「土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号」を「同項第一号」に改める。

附則第六条第二項中「記載した申告書」を「記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「提出した場合」の下に「（県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を加える。

附則第十条第一項中、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で政令で定めるもの」及び「若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第五十八条第一項第四号」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第三項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成十九年八月六日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同項の表第一号中「第四条第二項」を「第六条第二項」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表第二号中「第五条の二第二項」を「第八条第二項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条の二第一項」を「第八条第一項」に改め、同表第三号中「第七条第二項」を「第十条第二項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表に次のように加える。

<p>四 特別措置法第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画</p>	<p>特別措置法第十一条第一項の規定による認定(特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。)</p>	<p>特別措置法第十二条第一項に規定する認定技術活用事業革新事業者</p>
<p>五 特別措置法第十四条第二項に規定する認定経営資源融合計画</p>	<p>特別措置法第十三条第一項の規定による認定(特別措置法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。)</p>	<p>特別措置法第十四条第一項に規定する認定経営資源融合事業者</p>

附則第十条の六中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の五第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号中「車両総重量(以下この条)の下に、及び次条第四項第二号」を、「この号」の下に「及び次条第四項第二号イ」を加え、同項第二号中「この号」の下に「及び次条第四項第二号ロ」を加え、同条第五項中「平成二十年五月三十一日」

を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第六項中「百分の百二十」を「百分の百一十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「山梨県税条例の一部を改正する条例(平成二十年山梨県条例第三十号)の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「山梨県税条例の一部を改正する条例(平成二十年山梨県条例第三十号)の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。)の取得(第二項から第四項まで又は前三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が山梨県税条例の一部を改正する条例(平成二十年山梨県条例第三十号)の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行為されたときに限り、第五百五条の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の一)を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した率とする。

- 一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので府令で定めるもの
- 二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので府令で定めるもの
- 三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるものに適合するもの

附則第十二条の六第一項中「電気を動力源とする自動車」を「電気自動車(電気を動力源とする自動車)で府令で定めるものをいう。第四項において同じ。」、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で府令で定め

るものをいう。同項において同じ。）」に、「第三項及び第四項」を「第三項」に改め、同項第一号中、「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二号中、「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「自動車のうち」の下に「窒素酸化物の排出量」を加え、同条第四項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので府令で定めるもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、平成十七年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので府令で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、平成十七年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので府令で定めるもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので府令で定めるもの

附則第十二条の六第六項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので府令で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改める。

附則第十二条の十四第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

第二条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の山梨県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の山梨県県税条例（附則第四条第二項及び第三項において「旧条例」という。）第十六条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新条例第四十条第一項の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第四十七条第二項の規定は、この条例の施行の日（附則第六条第一項において「施行日」という。）の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第四十七条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する政令で定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

3 適用日前の旧条例第五十八条第一項第四号に該当する場合における当該土地の取得

に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十条の第二第三項の規定は、平成十九年八月六日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第六条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十二条の五第一項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日以前の自動車の取得について課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第七条 新条例附則第十二条の十四第二項の規定は、適用日以後に第五百五十一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五百五十二条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入（以下この条において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第五百五十一条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番